

部分公開決定通知書

大東水総第341号
平成29年7月6日

大東市泉町2丁目7番18号
光城敏雄様

大東市上下水道事業管理者 松本剛
(公印省略)

平成29年6月8日付けで請求のあった情報の公開については、次のとおり部分公開とすることに決定したので、大東市情報公開条例第10条第3項の規定により、通知します。

請求書受付年月日	平成29年6月8日
公開の方法	写しの交付（電子メールでの送付）
情報の件名	平成25年灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事における施工起案書および契約締結起案書に係る一件書類
公開しないと決定した部分	<ul style="list-style-type: none"> ① 設計書中の個別見積りの単価、個別見積りの単価の算出につながる部分および見積り徴取業者名 ② 入札指名調書中の代理人の氏名 ③ 入札参加表中の代理人の氏名および印影 ④ 入札書中の代理人の氏名および印影 ⑤ 委任状中の代理人の氏名および印影 ⑥ 現場代理人及び技術者届中の現場代理人および主任・監理・専門技術者の住所 ⑦ 誓約書中の代表者の生年月日 ⑧ 現場代理人および監理技術者の経歴書 ⑨ 健康保険被保険者証 ⑩ 監理技術者講習修了証 ⑪ 監理技術者資格者証 ⑫ 1級技術検定合格証明書 ⑬ 現況平面図、計画平面図および電気工事一般平面図中の個人の氏名

公開しない理由	<p>① 大東市情報公開条例第6条第4号イに規定する「市の行う事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、または当該事務事業の円滑な実施に著しい支障がある情報」と認められるため。</p> <p>②から⑬まで 大東市情報公開条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、またはされ得るもののうち、一般的に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報」と認められるため。</p>
---------	--

この決定に不服のある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大東市長に対して審査請求をすることができます。
また、この決定のあったことを知った日（大東市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する大東市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大東市を被告として（大東市上下水道事業管理者が被告の代表者となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

備考 この通知書に対する質問については、上下水道局総務課（072-871-1191）までお問い合わせください。